四月朔日　實如

加賀河北郡
八田
大浦
千木
木越
光徳寺
廿八日講中

（光徳寺はもと河北郡に在りしも、現に鹿島郡七尾に移れり。）

○

二二六五

【西本願寺別院文書】金澤

久く法義、被信長に迫、其地各まで大切之場ニ及候へ共、如來の光明時刻到來して、於于今は自昔宗旨繁昌ニ候。然共老少不定の人界なれば、早々信心決定して、眞實報土の往生遂げられ候べく候。なにの様もなく雑行雑修をすてゝ、一心に彌陀如來をたのみまいらせて、たすけ給へと一心に信ずる人は、かならず極樂の往生治定にて候。返〱うたがひあるまじく候。さて此上には念佛一事候。可爲佛恩報謝候。次當流に被定置候處の可被守掟事肝要候。此通能〱たしなまれ候べく候。穴賢〱。

五月廿一日　顯如 在判

加州坊主衆へ
門徒中へ

○

二二六六

【専光寺文書】金澤

近年當國（加賀）之儀及大亂、萬民之愁歎令察候。しかるに當寺籠城之式、是又毎事不如意之爲躰過法候。此砌於門下之累葉者、多少をいはず被抽懇志者、有難次第候。ちか比〱如此時分、各心中憚（恃カ）入候。佛法可爲破滅歟否之境ニ候間、晝夜歎入斗候。爲其稱名寺教宗差下之候。就其安心之事、まづ我身のあさましき事をばさしをきて、もろ〱の雑行雑修自力をすてゝ、一心に彌陀如來を頼候人は、必々極樂に往生すべき事、更不可有疑候。信心決定

の上には、行住座臥に念佛申され候べく候。可爲佛恩報謝候。猶刑部卿法眼（下間頼廉）可申候也。穴賢々々。

八月十七日　顯如 在判

加州惣門徒中へ

○

二二六七

【本龍寺文書】石川郡

爲報恩講之志、貳拾疋給候。尤難有覺候。從此砌不信之心中安心決定候者、誠以可爲永世之果報、相構へて無由斷法義嗜み専用候也。

十一月廿九日　顯如 在判

梅原少將殿

○

二二六八

【光徳寺文書】鹿島郡

從講中黄金四匁三分、銀子七〆目、慥請取り難有候。就其安心之事、雑行雑修をすてゝ、阿彌陀佛後生たすけ給へと、ひしと頼まいらせて、其上には晝夜朝暮念佛申されべく候。誠以それこそ佛恩報謝たるべく候。能々無由斷法義をたしなまれずば、永世後悔にて候べく候。よく〱心得られ候べく候。此旨講衆中へ披露せられ候べく候。あなかしこ〱。

十月十日　顯如 在判

能州
廿五日講中へ

○

二二六九

【本誓寺文書】鳳至郡

近年其元隣國（加賀）之儀及大亂、萬民之愁嘆令察候。しかるに當寺籠城之式、是又毎事不如意之爲躰過法候。此砌於門下之累葉者、多少をいはず被抽懇志者難有次第候。近來々々如此時分、各心中憚（恃カ）入候。佛法可爲破滅歟否之境ニ候條、晝夜歎入斗候。爲其稱名寺教宗差下之候。就其安心の事、雑行雑修自力をすてゝ阿彌陀佛を一念ニ頼申候て、其上には佛恩報謝のために、行住座臥に念佛申させ給候はんずる事肝要候。猶刑部卿法眼（下間頼廉）可申候也。穴賢々々。